

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病11月号

(通巻79号)

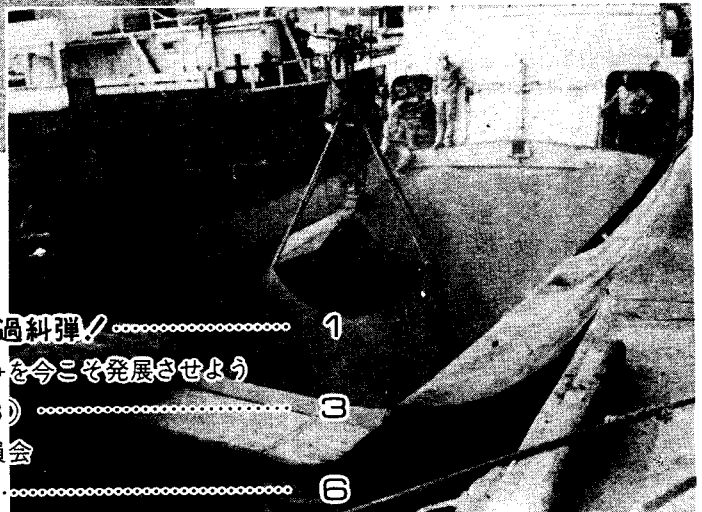
関西労働者安全センター 1980.11.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 改悪法案-『調整条項』国会通過糾弾! ..... 1  
——権利闘争としての労職闘争を今こそ発展させよう
- シリーズ/障壁を乗り越えて(その3) ..... 3  
☆全港湾大阪支部安全衛生委員会
- 前線から(ニュース) ..... 6
- 年末カンパへの御協力をお願い ..... 14

●10月の新聞記事から/5 ●10月分会計報告/ウラ表紙

# 主張

改悪法案「調整条項」国会通過糾弾！

権利闘争としての労働闘争を

今こそ発展させよう！

## 調整条項―改悪法案

### 「六党合意」修正で成立

十一月六日夜、労災保険法と民事損害賠償の調整を主内容とする改悪労災保険法案は、労働省前に抗議のため座り込み闘争を続けている全国の被災者・労働者をしり目に、参議院社会労働委員会で全くの形式的手続きのみをもって「六党合意」による修正案が可決された。そして翌七日には、参議院本会議で可決され、改悪法案は成立したのである。

修正の内容は「具体的な調整基準については労災保険審議会の議を経

る」ということで、これまでの慣例を法文化したということに留まり、修正を勝ち取るという程の内容もなし、政府―労働省の意図が全面的に通ったということで、敗北と総括せざるを得ない。

## 改悪法案の位置付け

### 不十分な労働組合

被災労働者自体は、改悪法案成立絶対阻止の立場で、これまでにない激しい闘いを展開した。じん肺、せき髄損傷、クロムなどの被災者団体は、労災保険法改悪に反対する全国連絡会議を結成し反対闘争に立ち上

がり、三・三〇全国集会を皮切りに波状的な行動を組み、大詰めの段階では一〇・二七全国集会、十一・四六の労働省前座り込みと不転の決意で成立阻止を要求した。また関西では労災関係は言うに及ばず、公害・薬害・医療被害の被災者団体を含め関西緊急連を結成し、四・二七十一・一の関西総決起集会の成功をはじめ、東京行動への参加も、これまでになく大衆的な取り組みとして進められた。これは、被災者の間に今回の法改悪が決して労働省の言うような「一部改悪」といったものではなく、労災裁判闘争の封じ込めを軸とした被災者・労働者の基本的権利を奪うものであることに対する危

機意識が高まったことの反映でもあらう。

しかし、朝日新聞でも解説していたように、総評を中心とする労働組合が、この改悪問題を被災者の問題、少数者の問題と位置付け、労組はこれをどれだけ「支援」するのかという立場が強くと、労働者全体にかげられた攻撃としては充分に理解されなかつたきらいがある。もちろん全港湾など民間単産や大阪総評等、明確に反対する立場もあつたが、大わくとして労働組合への当面の悪影響を避けるという観点での対応が強かつたと思われる。

社会党が、改悪反対という立場を持ちながらも、国会内での力関係から、最初から絶対阻止の方針を打ち出せず、「企業内上積補償は対象外」とか「支給停止の上限を設ける」等の口約束と引きかえに自民党の共同修正に応じたのも、これら労働組合の姿勢に大いに関連していると思われる。更に労働戦線統一問題などによる、資本と利害を一にする同盟系

労組の足引っぱりという問題は言うまでもない。

## 権利闘争としての 労職闘争の前進を

労働組合が改悪問題を、労働者の基本権利に対する重大なる侵害行為として充分に受け留められなかつたのは、やはり労災職業病闘争が権利闘争として充分に職場に浸透してない反映であろう。単に発生した被災者の救済問題として労職闘争をとらえるのではなく、安全に健康に労働する権利を勝ち取るという立場からの運動を今後強力に推し進めていかねばならない。関西経協など財界―資本側は、労災問題については極めて階級的総合的に対応している。それは被災者の処遇を多少はよくしても、労働者・被災者の闘争の武器を取りあげる戦略であることを、しっかりと見抜いた対応でなくてはならない。

## 闘争の成果を 更に発展せよ

「六党修正案」という歯切れの悪い状況となつたことに、反対運動の決定的弱さがあることは否定できないが、この間の闘いの中で極めて多くの成果があつたことも事実である。それは何よりも労災被災者が自らの課題として改悪法案と対決し、先頭になつて闘い抜いたことである。そして運動が強力であつた地域に於いては、労働組合との積極的な共同行動が展開されたことである。大阪総評主催の一〇一八集会は、その意味でも極めて有意義であつた。

第二には、これまで相互に協力関係の薄かつた労災被災者団体間及び業害・公害等の被災者団体との交流共闘が飛躍的に前進したことである。改悪法は成立したが、闘いの中で産まれた力をどれだけ生かし、発展させることができるかが、今後の闘いの最も重要な課題である。

# 障壁を乗り越えて

## 被災者の

## 職場(社会)復帰闘争

## の前進のために(その3)

# 被災しても労働者としての魂を失うな

# 魂を失うな

全港湾大阪支部  
安全衛生委員会

### 被災後故郷へ

### 引越した

### △組合員の例

私の職場では、一九七五年五月A組合員、五一歳当時支部執行委員であり、組合長も兼任していた。荷役中トラックから飛び降りて、右足のかかとをネンザしたが、(現認者)不明であった。二、三日を経てから、支部の三役が来て、会社に労災認定の申請を求める抗議をした。当時副会長であり、支部安全副部長を兼任していた私も同席上に呼ばれたが、本人からの話も、またその他の連絡もなく、その事故については、初めて聞かされて何にも分からないまま、

組合集会にも報告せず申請した。

以後監督署認定交渉の中で、組合全体から批判の声が多がりだした。

(実情はトラックから飛び降りた事故でなく、トラックの故障で欠陥がその理由である。またトラックから飛び降りた場合通常足首のネンザが当然だ等々。グレーンの運転手がトラックに乗るといふ事も考えられない)という批判が出た。私も種々医師の診断書に基いて、かかとにある軟骨骨髓炎である事を知りました。申請後一ヶ月で労災認定がおりました。私は認定交渉には参加しませんでした。私が、支部三役は、三または四回監督署で認定交渉したそうです。

その後Aは入院一ヶ月程して、あとは自宅より通院治療を三ヶ月し、家族ぐるみ故郷へ寄留先の籍も同時

に移した。私もその事は、あとで分かった事です。組合としては、何度も組合へ来る要請したが、Aは休業中三年間その要請に応じなかつた。

風説によると故郷に新築の家を建てて過ごしていた実情を知り、組合も全体会議の中で討議して、Aに対し最後の通告をした。一九七八年頃、Aは通告を受けて組合に出て来た。

組合としては、Aに対し、その間の反省を強く求めた。その内要は、一、家族ぐるみ引越した移転先より、大阪へ引き返す時。二、籍も同様、大阪へ入籍するよう要請した。Aは組合の要請に従い実行し、職場に再復帰したが、一九八〇年一月一日倉庫で作業中、再度ネンザしたという事で（現認不明）一ヶ月弱の労災休業した。ネンザ箇所は前回同様、軟骨骨髄炎の再発と診断されている。現在も治療中でありませう。我々の組合では、労災保険給付で八〇%、企業補償二〇%、計一〇〇%で、実際には健康で働いている者より一二〇%程度の収入となります。

## (B組合員の例)

### 毎週職場に来ての交流が

### 相互信頼を勝ち取る

次の例としては、これも私の職場にある組合員の事であります。一九七七年十一月頃、B組合員当時五十一歳が日常生活で、腰痛を訴え出勤したり、欠勤したりで、二、三月全作業に従事しておりましたが、Bの要請で労災認定を依頼してきた。

当時私は組合長であり、支部安全副部長を兼任、現在も組合活動に専念しております。私は、全体を主として考え、組合集會にかけ討議し、満場一致でBの労災認定闘争に取り組む様決定しました。もちろん支部安全委員会にも提議し、支部安全委員会でもその取組みに決定されました。

その後、支部安全委員会の中で監督と長期にわたり、労災認定を苦勞の末、勝ち取る事ができました。

病名は腰痛症であり、腰部大骨の大手術を四時間余りにわたって行い、現在腰の固定をし、つえをついて治療に専念しております。Bの腰痛になつた原因としては、一五歳当時より父の手伝いとして日通の貨物駅でビール及袋物の作業と手伝い、また大阪へ出てきてより手づかみのパレット積み等の作業に従事し、通常の人より特に腰部を酷使しておりました。Bとしては、労働者として再起は不能であります。

Bは毎週一度はつえをつきながら昼休みには職場で懇談して帰ります。これが本当の協同作業に従事する労働者として、相互の連帯感を深めております。労働組合としても、真実の労働者に対しては、停年後守つてやる事が使命であると思ひます。

# 10月の新聞記事から

- |       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
| 10・2  | 愛知県で倉庫爆発、有毒ガス発生  | 10・14 | 医療法人十全会の「薬づけ」も問題化<br>栃木県で漏れた放射線源コバルト60の汚染水が川に流出    |
| 10・3  | 環境庁長官が新幹線騒音の暫定基準達成を<br>国鉄総裁に要望                                   | 10・16 | 人体被ばく初の判断を巡る岩佐訴訟が結審                                |
| 10・4  | アセメント条例案を都議会が可決<br>人形峠のウラン濃縮工場で本格運転開始                            | 10・20 | 乳児の薬物ショック死の損害賠償を求める<br>裁判で医師が逆転勝訴                  |
| 10・6  | 昭和重機が大坂地裁に会社更生法適用申請<br>のタクシー会社が労組なしでスト、団交<br>の結果、会社側の労働条件変更を撤回さす | 10・22 | 筋短縮症大阪訴訟の原告団が地裁に提訴<br>大阪地裁でビル管理人のPCB気化生計が認め<br>られる |
| 10・8  | 西名阪道路高架の超低周波訴訟原告団が、<br>奈良地裁に訴状提出                                 | 10・25 | 甲山事件で大阪高裁が裁判官忌避の抗告を<br>棄却する                        |
| 10・10 | 関電料金不払い市民の仮処分申請却下<br>四七人の入院患者を抱えて大和病院倒産                          | 10・26 | IATA国際会議が原発推進を宣言<br>国の審査会が水俣病の三人認定一人棄却             |
| 10・11 | 伊方原発訴訟控訴審で住民側の証人採用<br>長崎市の爆心地近く八倍のプルトニウムが<br>検出される               | 10・27 | 海洋投棄反対を唱えて反原発国民集会<br>東海村の精製工場で放射能汚染                |
| 10・13 | 奇形児出産疑いのズオギノンが西独で生産<br>中止  | 10・29 | 和歌山県日高町で原発建設に反対する住民<br>集会                          |
| 10・14 | 愛知県波止浜工場ドックでタンカーが出火<br>し、消火ガスで二人酸欠死                              |       | 帰化した元韓国女性に対する年金支給差<br>別訴訟に棄却の判決                    |
|       | 伊達火電訴訟で環境権認められず敗訴<br>経団連がアセス法制化の十年延期要請                           |       |  |

# 前線から

堺

## ゼネ石精下請労働者の脳卒中死

### 原因はSDとインピーシ認定

十一月初旬  
堺労働基準監  
督署はゼネ石  
精の孫請会社

い状況にあると主張してき  
たが、労基署側の説明に拠  
れば「病気上りで体力が充

ており、我々の主張がほぼ  
全面的に認められたといえ  
る。

下請労働者の問題を含め、  
更に取り組みが進むことが  
期待される。

玄海工業の従  
業員であった  
北川政春氏の  
脳卒中死亡に  
ついて、正式  
に労災認定を

行った。

これまでも述べてきた  
ように遺族、全石油ゼネ石  
精労組及び安全センターで  
は共同意見書を作成し、発  
症の原因がゼネ石精のSD（  
定期修理）に伴う長時間労  
働・労働密度増大・七週間  
連続出勤など休むもこれな

大阪中央

## フィルム編集労働者の脳卒中 審査の一時凍結から反撃へ

### 日放労関西支部

十一月一日、日放労大

労働者であり、主にスポー

阪支部は、大阪労災保険審  
査官に対して、昨年八月に  
脳卒中で死亡した野呂氏の

ツ関係のニュースを担当し  
ていたが、昨年夏、高校野  
球（甲子園）の決勝戦のニ

業務上外の審査を一時凍結  
するよう申し入れ、審査会  
もこれを諒承した。

ユース編集を終え、他地方  
からの応援職員を宿舍まで  
送った後、自宅にて脳卒中

故野呂氏は、大阪に  
於いてフィルム編集に携る

を起こし、死亡したもので  
ある。

遺族及び労組は、同氏の  
死亡はフィルム編集による  
極度の精神的ストレスと、  
とりわけ甲子園大会報道に  
よる労働密度の増大が原因  
として、大阪中央労基署に  
労災申請していたが、今年  
の三月業務外認定となった。  
その後不服申請を行い審査  
が進んでいたが、一〇月に  
参与会に於いて、組合側の  
主張している事実が十分に  
理解されていないことや、  
医証の不充分性などが一定  
明らかになった。

そこで日放労として改めて正式に申請代理人となるとともに、本格的な主張を展開すべく、審査の凍結を

十一月二七日には、安全センター及び医師による現場調査も行われた。

# 尼崎

## 11/1 労災法関西総決起集会

### 25団体 200人が参加

十一月一日「労災法改悪に反対する関西緊急連絡会議」は、尼崎小田地区会館で関西総決起集会を開催した。関西各地より参加者があり、参加二五団体、二〇〇名にのぼった。

主催者挨拶の後、社会党大阪府本部、全国じん肺患者同盟など、七団体からのげき電が披露され、各団体からの決意表明が入った。労組代表として、全港湾関西地本、医療被害者団体と

改悪労災法案は衆議院を通過し、参議院社会労働委員会に提案されようとする時期であり、最後の力をふりしぼって参院通過を阻止しようとの集会決議が読み上げられ、団決ガンパローを三唱して総決起集会の成功を勝ち取った。

# 東京

## 労働省前座り込み 労災法のどろどろ

十一月四日から八日にか

け、労災法案院通過糾弾、参院通過阻止をかけて、連日労働省前で被災者・労働者の座り込み闘争がおこなわれた。関西からも代表が交替で参加し、昼夜わかれず四日間通して延べ二〇〇人の参加で座り込みが貫徹された。

法改悪反対闘争の中で途中から参加してきた全施労、新産別の労働者も加わり、また労働省に要請行動にきいた高知の全施労の女性と交流をするなど、四日間の座り込み闘争の中で闘う労働者同志の交流が深まり、闘





大阪

敗北感よりも  
闘志

# 改悪 労災法

## 関西緊急連が 総括会議

十一月二二日、労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議は、改悪法案国会成立という情勢の下で初め

ての会合を開き、反対闘争の一定の総括を行うとともに、労災保険審議会段階に於ける闘いなど「調整」問題について、区切りがつくまで組織を継続することを申し合わせた。総括の基調としては、敗北感はむしろ薄く、被災者が闘争の主体となり切れたことや、他の被災者団体・労災原告団と共闘交流の拡大など積極的な面が評価されているのが特徴といえる。

東京

# 改悪 労災法

## 労災審闘争を確認 全国連絡会議

十一月二六日、東京全国セメント会館に於いて、労災保険法改悪に反対する全国連絡会議の代表者会議が開催され、「調整条項」を

骨抜きにすべく、改省令化段階での闘いに向け、全国連としてのアピールを出すことを決定した。また、労災保険審議会に於ける「調整基準」をめぐる審議が来年から開始されることから、再度闘争体制を確立していくこと、及び十二月四日から行われる総評日本労働者安全センターの研修会へも参加して、労働組合との協力を強くしていくことを確認した。

南大阪

# 運営委第4回総会開催 大和病院分会支援等を決議

## ・南大阪労働者診療所

十一月八日、南大阪労働

者診療所運営委員会は、港

区の港湾福祉センターに於

て今年四月に医療法人「南労会」となり、

いて第四回目の総会を開催

名実ともに地域労働者の医

療機関となったが、その後初め

る問題について、一部の会員から幹事会原案への反対

意見も出されたが、圧倒的多数で原案通り確認された。また、総会の特別決議として、全金田中機械支部への

支援、大阪地域合同労組大和病院分会への支援など、

「一部所内労働者の誤った傾向」について、つまり診

療所内のパート労働をめぐる

診療所は、今年四月に医

療所内のパート労働をめぐる

# 西大阪

## 住電差別賃金闘争

### 地労委の審問終わる

十一月八日、三友製工差  
別賃金事件地労委審問人調  
べが行われ、中二人である  
池野氏に対する会社側反対  
提訴は、三友製工差別賃金  
事件の審問は、地労委の審  
問を経て、十一月八日、三  
友製工差別賃金事件地労委  
審問人調べが行われ、中二人  
である池野氏に対する会社側  
反対提訴は、三友製工差別賃  
金事件の審問は、地労委の審  
問を経て、十一月八日、三友  
製工差別賃金事件地労委審  
問人調べが行われ、中二人あ  
る池野氏に対する会社側反対  
提訴は、三友製工差別賃金事  
件

この日も傍聴席は五〇名  
近い支援の労組員・市民で  
うめ尽くされ、また、池野  
氏の迫力ある証言によって、  
会社側は終始押されっぱな  
しの状態であった。これま  
で延べ一〇〇名の傍聴支  
援、また三回にわたる総決  
起集会、そして綿密な地労

委対策によって、会社側を  
一步一步追いつめてきてお  
り、住電の闘う労働者及び  
支援者は闘争の勝利を確信  
している。しかし住電の社  
長は、関西経協の会長であ  
る亀井であり、独占資本の  
面子にかけても救済命令が  
い。

出ることを阻止すべく、政  
治的な圧力を今後強めてく  
ることが十分に予想される。  
地労委は一日の最終陳述  
を以て結審し、いよいよ命  
令という段階へと進行する  
が、ある意味ではこれから  
が闘争の正念場ともいえる。  
独占企業の右傾化する労働  
組合内に於ける闘いとして  
全国的にも注目されており、  
闘う労働者全体の課題とし  
て勝利していかねばならな  
い。

# 大阪

## 新たに愛知の仲間が 合流

### 被災労働者全国協議会

十一月二二、二三日に  
か、南大阪労働者診療所  
で、被災労働者全国協議会  
の運営委員会が開かれた。  
神奈川・東京の代表が参加  
し、二日間にわたって熱心  
な討論がおこなわれた。

第一日目は、神戸診療所  
の山崎氏に「職場（社会）  
復帰」の問題について講演  
をお願いし、各地の報告も  
交えて学習をおこなった。  
二日目は、労災保険法改  
悪反対闘争の包括をおこな  
い、国会行動、労働省前座  
り込み行動など、全国協と  
して綿密的に反対闘争に取  
り組むこと、各都府県に  
組織を拡大し、一日組織を  
結成し、各都府県へ参加して  
きたという喜ばしいニュー  
スもあり、今後、組織拡大  
の面でも努力していこうと  
全員で確認して運営委員会  
を終了した。



## 西宮

# 第2回 労災職業病闘争 学習交流会を主催 ・全港湾西地本労職対・

過、全国じん肺闘争、職場環境調査等を中心に、中央本部の闘争方針が報告され、次に松浦診療所健診部の大野氏より、この間全国で取り組まれてきた粉じん職場環境調査について、その意義や方法が八ミリ上映で詳しく説明された。

各支部毎の闘争報告のあと、交流が行われた。

去る十一月一四・一五日の両日、西宮市仁川で、全港湾西地地方本部労災職業病対策委員会主催による労災・職業病闘争学習交流会が開かれた。各支部毎の闘争の交流と学習を地方本部全体で行う学習交流会は、今年で二回目となり、各支部の安全衛生活動の担当五

〇名で行われた。

中央本部伊藤氏より、労災保険法改悪阻止闘争の経

理の取り組みの方向性について提起が為された。

地方本部より、労災保険法について行政闘争を引き続き強化する、各分会・支部段階で協定の点検、会社学習交流会を終えた。

二日目は、港湾病研究会

の代表である岡山大衛生学太田助教授により、港湾労働による健康障害について運動器やじん肺を中心に、歴史的な経過、港湾労働・職場環境との関連、職業病のとりえ方等わかりやすい講演が行われた。また松浦診療所健診部渡辺氏より、地本で取り組まれている健康診断の報告、来年度から取り組まれるじん肺健診の説明が行われ、更に健康管

## 広島

# 全港湾全国粉じん調査 広島港でも取りこみ始まる

全港湾中央の決定に基づいて、全国的に港湾職場の粉じん調査がおこなわれているが、広島港に於いても

衛生の協力も得て、総勢九人の調査体制で取り組まれた。職場は、本船から小さな船へ穀物や肥料をバケツトで積みかえる作業で、バラ積みのため、バケツトからこぼれる量も多く、かなりの粉じんがあることがわかった。

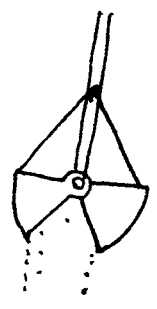
九月二六日・二九日と、広島労職研と全港湾の手で予備調査がおこなわれ、一

今後、粉じん調査は全国で統一して報告されるが、

一月一七日日本調査に入っ

た。測定機器など広大公衆

これを機会に全港湾との交流を深めていくことにしている。



# 大阪

## 原発内労働被曝に

### ついては講習会

#### 関西研究者交流会

十一月二九日、午後四時 から南大阪労働者診療所に於いて「関西研究者交流会」が開かれた。

今回は、最近新聞などで話題になっている原発問題に焦点をあて、阪大理学部岡村先生に「原発問題をめぐって」と題して講演をしていただいた。

岡村先生は、日本で初の原発内被ばく労働裁判をおこなっている岩佐さんの闘いを最初から支援しておられた方で、日本に於ける労働

# 南大阪

## マンガン中毒認定闘争

### 2回目の粉じん調査実施

#### ・全港湾建設支部名村分会云

十一月二四日、全港湾建設支部名村分会は安田氏のマンガン中毒労災認定闘争に關連して、高槻市の治水工場を借りて、松浦診療所健診部とともに、第二回目のモデル粉じん調査を行った。この調査は、前回八月三日に行つた同調査によりかなり高濃度のマンガン粉じんの存在が明らかにされたが、より造船所実態に近い状況ではもっと高濃度が予測されたため、そのことを実証するべく行われたものである。

この認定問題について、阿倍野労基署は未だ労基局へのりん伺を正式には行っていない。そして今回の調査が、少くとも粉じん量（濃度）については決定的なものとなり、大阪労基局は、日本で初めてという造船所内のマンガン中毒申請について、大阪段階での判断を回避し、労働省の政治解決に委ねようとする動きも感じられるが、有利な情勢を生かして、全力で早期解決に尽力せねばならない。

大阪

# 人民医療に学ぶ会

## 第七回例会を開催

十一月三日、南大阪労働者診療所に於いて、第七回人民医療に学ぶ会が開催され、各地から約四〇名が参加した。前回六回の会合に於いて、労災職業病闘争を当面の先進的医療運動の共通課題として、労働運動と医療運動の階級的連帯を強めていくことについての提案があり、大阪や神奈川での労医提携の経験と実績を普遍化することの必要性が主張された。そして、この点を踏まえて、当面の問題として、医療情勢の分析及び戦後の民医連運動の総括を急ぐことが確認された。今回の会合に於いては、

主に医療情勢の経済的側面についての報告が松浦医師より行われたが、その骨子は以下の通りである。①医療の営利化の一層の進行と独占資本の医療産業への進出、②財政赤字の進行と健保改悪、③医療による人民管理の進行、④海外侵略のための医療、⑤医療従事者の動向（一、若年医師層の流動化傾向の増大 二、開業医層の危機感の増大）

人民医療に学ぶ会では、これらの分析について更に討論を進めるとともに、次回には戦後民医連運動の総括を重点にした討論を行うことを決めていく。

此花

# 労働法規連続学習会

## がスタート

●此花労働者センター●

比花労働者センターでは、な外部からの相談体制を敷き、労働者を中心に、労働者の権利問題について正しい認識を深めるべく、労働法を目的としたものであり、係法規についての連続学習会を行うことを決めた。

第一回目の十一月九日（日）には、労働基準法について、労働基準法について、労働保険、生活保護等について、この学習がスタートした。この学習が組まれているのは、センターが日常的

### 訴訟曝被労働内発原 署名運動をすすめよう!

日本原子力発電株式会社は、岩佐氏が敦賀原発で被曝した事実を認め、誠実に一切の責任を果せ

署名用紙は安全センターまで御一報

下さい。すぐにお送りします。

# 阪南

## 阪南労災被災者の会が

### 再発足

## 病院職員も「労災問題研」

十一月二十九日、大阪松原市にある阪南中央病院で、労災職業病被災者の交流会が開かれ、その場で「阪南二〇数名が参加し、被災者も労災被災者の会」が結成された。

当日は、同病院に通院する労災被災者、病院職員、関西労働者安全センター等二〇数名が参加し、被災者の抱える悩みなどが次々と出され、非常に充実した交

流会となった。そして以前から病院と患者の間で話しあわれていた被災者の会の発足に関しては、本日を「阪南労災被災者の会」の発足日として、会代表、世話人四人を選んだ。また会の顧問として、同病院の村田医師と、関西労働者安全センターがなることになった。病院側でも労災職業病問題に関心のある職員が中心に

なつて「労災問題研究会」(仮称)をつくり、被災者の会と協力して活動を進めていくことになっている。

第一回の例会は、十二月十三日と決まり、交流の中で話題となつた「定期報告書」問題をとりあげ、学習、討論していくことにしている。

パンフレット

# 初めての 原発内被曝 労働者の闘い

# 岩佐訴訟

発行：岩佐訴訟を支援する会

## 内容

1. たった一度の原発内作業で被曝 — 被曝の経緯
2. 被曝労働者を切り捨てた原発労働行政 — 労災斗争をめぐって
3. 日本原電の資料をぬす造、証拠隠滅を突き崩した裁判斗争 — 裁判をめぐって
4. 岩佐さんだけのことではない原発内労働被曝 — 労働者被曝の実態

B5版 26ページ

頒価 200円

(1冊 140円 2~4冊 200円

5~9冊 250円 10冊以上 300円)

郵便振替 304131

岩佐訴訟を支援する会事務局

「パツ」を冊とお書き下さい

# 年末カンパへの御協力をお願い

今年の二月、政府・労働省は、労災保険と民事損害賠償の調整という労災保険法の改悪法案を国会に上程しました。安全センターは、全国の被災者・労組・労災職業病の原告団等と協力して強力な反対闘争を共に担い、五月には一たんは廃案に追い込むというかつてない大きな成果を上げることができました。しかし、六月の総選挙に於ける自民党勝利という情勢の下、先の臨時国会で同改悪法案は、ついにその成立を許すことになったのです。

しかし敗北したとはいえ、闘いの中で生まれてきた新しい交流や共闘は、これまでになく大きなものであり、今後の諸闘争への大きな原動力となると思

います。

関西労働者安全センターも設立八年になりますが、今後とも更に組織の拡大と運動の発展のため尽力する決意であります。経済的にはどこも厳しい状況であるとは思いますが、年末カンパを訴える次第であります。また、機関誌・会費等未納の場合には早急に納入されるよう、併せてお願い致します。

一九八〇年一月二十四日

関西労働者安全センター

大阪市淀川区本庄東通三丁目十番十号  
三和ビル 二二二  
TEL (〇六) 三七四一二九



昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西労災職業病

11月号(通巻79号)

昭和55年11月20日発行

(毎月一回20日発行)

収 入		支 出	
会 費	323,400	事務費	57,457・・・②
機関誌	95,885	活動費	52,694・・・③
カンパ	135,200	郵送料	34,005・・・④
その他	30,550・・・①	資料代	21,800・・・⑤
		機関誌	34,400・・・⑥
		人件費	190,000・・・⑦
		その他	201,000・・・⑧
計	585,035	計	591,356

10月分会計報告

①岩佐支援、関西緊急連立替分戻し  
広告料

10月の収支 - 6,321  
11月への繰越 + 1,662,029

②家賃・共益10月、ガス9月、新聞10月  
③社保8月、☎9月、交通費、比花センター  
11月分担金等  
④振替手数料を含む  
⑤緊急連パンフ等  
⑥No.76印刷代  
⑦常任事務局10月分  
⑧関西緊急連貸付(160,000)  
被災者全国協パンフ立替(41,000)



■表紙写真  
粉じん調査が行われた  
広島港における荷役作業

**早く・安く**

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28